

# 遠賀町運送事業者等支援金のお知らせ

◆申請期間：令和4年8月1日（月）～9月30日（金）【当日消印有効】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び経済情勢の変動により燃料油の価格高騰等の影響を受けている町内で道路運送事業等を営む事業者の事業継続を支援するため、遠賀町が独自で支援金を交付します。

◆支援金額 ※1事業者1回限り

○道路運送事業者等：車両1台あたり **2万円**※最大60万円

○安全運転管理者選任等事業所：車両1台あたり **1万円**※最大30万円

対象事業者 及び 対象車両	令和4年4月1日時点で、町内に営業実態のある事業所や営業所を有し、次の①～④のいずれかの事業を営む事業者または⑤に該当する事業者で、今後も事業継続の意思がある中小事業者であること。また、⑤に該当する事業者の場合は、申請日時点で安全運転管理者等の選任の届出を行っていること（予定も含む）。	
	事業者の区分	対象車両（リース含む）
	①トラック運送事業 （貨物自動車運送事業）	事業用車両（緑・黒ナンバーのみ）
	②タクシー事業 （一般乗用旅客自動車運送事業）	
	③自動車運転代行業	登録車両（随伴用車両）
	④自動車教習所	教習車・路上教習車
⑤安全運転管理者選任等事業所 ※業務に使用する車両を5台以上または マイクロバスを2台以上所有している事業所	事業用の営業車、マイクロバス、重機（建設機械）等 ※使用者欄が事業者名義のものに限る	
※自動車検査証等において、町内を使用の本拠としている車両に限ります。		
申請方法	申請書等に必要書類を添付して、『郵送』で提出してください。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。 （郵送料は申請者負担です。）	
提出先	〒811-4307 遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目6番5号（駅前サービスセンター内） 遠賀町役場 産業振興課 商工振興係 宛 電話 093-293-8233（直通） 受付時間 午前9時～午後7時（土・日、祝日を除く）	

申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

◆申請に必要な書類 ※提出書類の詳細は申請要領をご覧ください。

	必要書類	①トラック 運送事業	②タクシー 事業	③自動車 運転代行業	④自動車 教習所	⑤安全運転 管理者選任 等事業所
1	遠賀町運送事業者等支援金交付申請書 兼請求書（様式第1号）	○	○	○	○	○
2	交付対象車両一覧（様式第2号）	○	○	○	○	○
3	宣誓・同意書（様式第3号）	○	○	○	○	○
4	運輸局からの許可書または更新許可書等の いずれかの写し（貨物軽自動車運送業の場合 は事業経営届出書等の写し）	○	○			
5	公安委員会からの認定書の写し			○		
6	対象車両全ての車検証の写し	○	○	○	○	○
7	対象車両全ての写真			○		○
8	（法人）履歴事項全部証明書の写し （個人事業者）直近の確定申告書の写し及び 運転免許証等の本人確認書類の写し	○	○	○	○	○
9	振込先通帳の写し （表紙と表紙を開いた1、2ページ目）	○	○	○	○	○

◆申請書類等の入手方法

申請書類等は、右のQRコードを読み取っていただくか、遠賀町ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」特設ページの「事業者の皆さまへ」より「遠賀町運送事業者等支援金」を選択し、ダウンロードしてください。



また、申請書類等は駅前サービスセンター、役場産業振興課、遠賀町商工会の各窓口でも配布を行っています。

◆支援金の審査・交付について

申請書類の受理後、書類審査を行い、申請内容・添付書類等に不備がなければ、2～3週間ほどで支援金の振込を行う予定です。なお、提出書類で要件が確認できない場合は、追加資料の提出をお願いし、審査に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。



**不正受給は犯罪です**

不正受給が判明した場合は、支援金全額を返還請求するとともに、事業者名等を公表する事があります。

◆お問合せ先 遠賀町役場 産業振興課 商工振興係（駅前サービスセンター内）

☎093-293-8233 午前9時～午後7時 ※土・日、祝日を除く

e-mail : ekimae@town.onga.lg.jp